

# 日野市いじめ防止基本方針

日野市・日野市教育委員会

制定（平成 26 年 9 月 25 日）

改定（平成 28 年 6 月 30 日）

改定（令和 8 年 6 月 29 日）

## 目 次

|      |   |
|------|---|
| はじめに | 1 |
|------|---|

### 第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. いじめの定義及び態様         | 2 |
| 2. いじめの防止等の対策に関する基本理念 | 3 |
| 3. いじめの禁止             | 3 |
| 4. いじめ問題への基本的な考え方     | 3 |

### 第 2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 1. いじめの防止等のための市や教育委員会における取組             | 5  |
| 2. いじめの防止等のための市立小・中学校における取組             | 6  |
| 3. いじめ重大事態への対処～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り抜く～ | 11 |
| 4. いじめ重大事態の調査の主体と組織、実施                  | 12 |

## はじめに

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。子供の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体にも重大な危険を生じさせるおそれがあります。また、いじめはどの子供にも、どの学校でも、どの地域社会でも起こり得るものであるという基本的認識に立つことが必要です。

平成20年6月26日に制定された「日野市子ども条例」（平成20年日野市条例第30号。）の前文には「子どもを取りまく環境は、いじめや児童虐待など、子どもがもつ生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利が著しく侵害される事例が増え、子どもの健やかな成長への不安は大きくなっています。日野市は、このような子どもをひとりでも減らし、子どもが健やかに成長できる社会環境をすべての市民とともに全力でつくっていかうと考えます。」とあります。

日野市及び日野市教育委員会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容及び「日野市いじめ防止対策推進条例」（令和8年日野市条例第18号。以下「条例」という。）の規定に基づき、「日野市いじめ防止基本方針」を改定いたします。また、「日野市子ども条例」の基本理念も踏まえながら、多様な他者を認め合う社会の実現を目指し、日野市に生きる全ての子供たちが安心・安全に日常生活が送れるように、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、いじめ重大事態への対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進していきます。

## 第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1. いじめの定義及び態様

#### (1) 定義

『いじめ』とは

子供又は児童等に対して、当該子供等が在籍する学校その他の場所に在籍している等当該子供等と一定の人的関係にある他の子供等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった子供等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜条例 第 2 条＞

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つて行うものとします。（起こった場所は学校の内外を問わない。）その他、日野市いじめ防止基本方針に頻出する用語の定義は以下のとおりです。

対象児童・生徒・・・“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある児童・生徒

関係児童・生徒・・・いじめを行った疑いのある児童・生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童・生徒

他の関係児童・生徒・・・関係児童・生徒のうち、いじめを行った児童・生徒以外の児童・生徒

重大事態・・・法第 28 条第 1 項に規定する重大事態

#### (2) いじめの態様

いじめの態様は、心理的・物理的な攻撃のことです。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話（スマートフォンも含む）等で、掲示板等への書き込みによる誹謗中傷や悪質な動画投稿等、嫌なことをされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたり、プロレスなどを強いられる。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

いじめかいじめでないかは、判断がつかないものもありますが、大切なことは、いじめにつながる可能性があるかと判断した事例全てに対して、適切な対応を迅速に行うことです。

## 2. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめへの対応は、いじめは決して許されないことであるとともに、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、どの地域社会でも起こり得るものである」ことを十分に認識して、全ての関係者が連携して、いじめ問題への組織的な対応を図り、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処・解決に当たります。

また、いじめの背景には、いじめを行う子供が過去に深刻ないじめを受けた経験や多様なストレスなどが考えられます。全ての子供たちがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置されることがないように、子供たち一人一人が、「いじめが、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること」を十分に理解できるようにしながら、いじめをなくすために、市、日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校及び教職員、保護者、地域住民、関係機関、そしてすべての子供が「いじめは、しない、させない、許さない」という強い決意をもち、互いに協力しながら、あらゆる場で「いじめをしない、させない、許さない」ための行動を実践し、互いを尊重し、助け合う心をもっていじめをなくすよう努めます。

なお、いじめの防止等の対策については、いじめられた子供たちの生命・心身を保護することが最重要であり、全ての関係機関と市、教育委員会及び学校は、いじめの防止等に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて関係機関等に対し協力を求め、これらの機関と連携及び協力して施策を実施するよう努めるものとし、教育委員会及び学校は、いじめの実態把握及び適切な対処に資するため、関係機関等に対し、いじめに関する情報の提供について協力を求め、連携及び協力に努めるものとします。

## 3. いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた子供の人権を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものです。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての子供たちは、いじめを行ってはならないのです。

## 4. いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの地域社会でも、どの学校でも起こり得るということを踏まえ、日常的に未然防止に取り組み、いじめを把握した場合には速やかに解決する必要があります。

とりわけ、子供たちの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として全ての関係機関が連携を密に図り、以下のような基本的な考え方にに基づき、いじめ問題の克服にあたります。

### （１）いじめに関する子供たちの理解を深める

子供たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、学校における道徳の授業、関係機関等による子供たちの主体的な取組への支援などを通じて、いじめは絶対に許されないことを自覚するよう促します。

**(2) いじめられた子供たちを守る**

いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して日常生活を送ることができるよう、いじめられた子供を組織的に守り通す取組を徹底します。

**(3) 子供たちの取組を支える**

周囲の子供たちがいじめについて知っていながらも、「周りの大人に言ったら、次は自分がいじめられるかもしれない」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって周りの大人に伝えた子供たちを守り通し、周囲の子供たちの発信を促すための子供たちによる主体的な取組を支援します。

**(4) いじめの早期発見**

全ての大人が連携し、子供たちのささいな変化に気付く力を高め、いじめへの迅速な対処が求められます。いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。そのことを認識し、たとえささいな兆候であっても、いじめであることを疑い、早い段階からの確なかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりせず、積極的かつ組織的に早期発見・解決を図ります。

**(5) 教職員及び子供たちの育成にかかわる全ての大人の指導力向上と組織的対応**

いじめ問題に適切に対応するため、教職員及び子供たちの育成にかかわる全ての大人のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めます。

**(6) いじめを許さない学校づくり**

学校は全ての教職員が「いじめを絶対に許さない」という基本姿勢のもと、いじめを発見した教職員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図ります。

**(7) 地域社会総がかりで取り組む**

いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるよう、全ての関係機関と連携し、地域社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要があります。学校、家庭、地域社会では、子供たちがいじめを行うことがないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、子供たちをいじめから守っていきます。また、いじめの情報を得た場合には、いじめを受けたと思われる子供が在籍する学校に速やかに連絡、相談するなど、いじめ防止等に関する適切な措置をとるものとします。

## 第 2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1. いじめの防止等のための市や教育委員会における取組

#### (1) いじめの防止等のための組織等の設置

市及び教育委員会は、いじめ防止等のための取組を総合的に推進し、児童・生徒の健全育成を図るため、法及び条例に基づき、必要な組織を設置して、対策を推進します。

##### ① 日野市いじめ問題対策連絡協議会

関係機関等の連携を図るため、教育委員会に**日野市いじめ問題対策連絡協議会**を置きます。所掌事項は以下の内容とします。

- ・ いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項
- ・ いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- ・ その他、いじめ防止等のための対策の推進に必要な事項

##### ② 日野市教育委員会いじめ問題対策委員会

教育委員会は、日野市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として、公平、公正な調査を行うために、いじめ、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する第三者の学識経験者等により構成される**日野市教育委員会いじめ問題対策委員会**を置きます。所掌事項は以下の内容とします。

- ・ 教育委員会の諮問に応じ、教育委員会又は学校のいじめの防止等のための対策の推進、いじめの実態把握及び分析、いじめの防止等のための調査研究に関する事項、いじめの防止等のための対策への支援に関する事項について調査又は審議し、教育委員会へ報告又は答申する。
- ・ 調査及び審議の結果に基づき、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。
- ・ 重大事態が発生した場合には、同項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査又は調査の経過及び結果報告の審議を行い、その結果を教育委員会に報告又は答申する。
- ・ 教育委員会が必要と認める事項について調査及び審議を行う。

##### ③ 日野市いじめ問題調査委員会

学校で重大事態が発生し、法第 30 条第 1 項及び第 2 項、並びに条例第 17 条に基づき学校の設置者（教育委員会）又は学校が調査した結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関として、公平、公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される**日野市いじめ問題調査委員会**を設置し、法第 28 条第 1 項の規定に基づく調査の結果についての調査（以下、「再調査」という。）を行うことができるものとします。

## （２）いじめの防止等に関する具体的な取組

### ① 相談体制の整備

日野市発達・教育支援センター「エール」の相談事業、子どもオンブズパーソン及び子どもなんでも相談など、来所、電話等による多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制及び学校内における相談体制を整備するとともに、定期的に子供たち及びその保護者等に周知します。

### ② 関係諸機関と連携した取組の推進

学校、学校運営協議会、PTA、児童館、学童クラブ、子ども家庭支援センター、福祉機関や医療機関、民生・児童委員、青少年育成会、その他の関係機関などと連携し、取組を推進します。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、学校は警察等と連携して速やかに対処します。

### ③ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の資質能力の向上のための研修の充実や、養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラーの確保等、必要な措置を講じます。

### ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネット、スマートフォン、携帯電話などを通じて行われるいじめに対する対策を推進します。効果的に対処することができるよう、子供たちに対する情報モラル教育の充実及び子供たちやその保護者への啓発活動を行います。

### ⑤ 啓発活動

市民へのいじめ防止のための広報やその他の啓発活動を推進します。

## 2. いじめの防止等のための市立小・中学校における取組

### （１）学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第 13 条、並びに条例第 13 条に基づき、東京都いじめ防止基本方針、日野市いじめ防止基本方針を参考にして、保護者や地域住民の参画の下、いじめ防止等に係る取組内容について、学校いじめ防止基本方針を策定し、公表します。

### （２）いじめ防止等に取り組む組織の設置

学校は、法第 22 条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するための「学校いじめ対策委員会」を設置します。「学校いじめ対策委員会」は、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（保護者、学級担任等）から構成されます。また、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行、いじめに関する校内研修の計画・実施など、いじめ問題の対応に当たっては、中核的な役割を担うものとします。また、学校評価による検証と基本方針の見直しを行うこととします。

### (3) いじめの未然防止の取組～いじめを許さない学校づくり～

#### ① 教職員の指導力の向上と組織的な対応

「いじめは、人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通して、子供たち一人一人に徹底します。また、情報モラル教育の充実に努めるとともに、幼保・小・中学校の連携を図り、継続的な指導と個に応じた支援の充実に努めます。さらに、教職員の人権感覚の高揚を図ります。

##### (ア) 相談体制の充実

どの子供も安心して豊かに学べる教育環境を整え、学校と家庭、地域、関係機関が綿密な連携を図り、一貫した相談体制を整えます。

- ・ スクールカウンセラー全校配置
- ・ 小・中学校連携した相談体制の確立
- ・ 各相談機関の周知
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置
- ・ 教職員の教育相談研修の充実
- ・ 日野市発達・教育支援センター「エール」との連携

##### (イ) いじめに関する研修の計画・実施

年間を通して、いじめの未然防止、早期発見・対応のための教職員研修会を実施していきます。

- ・ 東京都教育委員会「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ・ 東京都教育委員会「いじめ総合対策」の活用

##### (ウ) 子供たち一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校・学級づくり等居場所づくりの推進

#### ② いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

子供たちが自らいじめ問題等の問題に向き合い、解決する力を身に付け、実践していけるようにしていきます。

##### (ア) 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子供たちに理解させます。また子供たちが人の痛みを思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図ります。

- ・ 道徳や特別活動等で、年3回の「いじめに関する授業」の実施
- ・ 東京都教育委員会「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ・ 「思いやりの心」をテーマに校長講話の実施

##### (イ) 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域等が一体となった心の教育を推進します。

道徳の授業では、子供たちの実態に合わせ、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」「優しさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みることができるようにします。

(ウ) 情報モラル教育の充実 ⇒※2(6) 参照

- ・ 児童・生徒、保護者、地域を対象に「ネットいじめ」等の問題について授業や講習会を実施

(エ) 体験的な活動・コミュニケーション活動の充実

子供たちが自分と向き合い、社会（人、もの、こと、自然等）とのかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きることの大切さなどに気付き、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れます。

(オ) 自分が大切にされていると実感できる学級・学年・学校づくりの推進

- ・ 話し合い活動の充実
- ・ 自己肯定感、自己有用感を高める指導法の工夫、改善

(カ) 児童・生徒会活動等による主体的な取組

- ・ 教職員、児童・生徒が一体となったあいさつ運動の実施等の取組

(キ) いじめ防止活動に関わる関係諸機関・地域等との連携

- ・ 日野市いじめ問題対策連絡協議会の開催（年1回）
- ・ 地区ごとの保護司・民生児童委員との連絡会・訪問
- ・ 学校運営協議会の開催
- ・ P T A・育成会等との連携
- ・ 警察との連携

#### （4）いじめの早期発見～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、教職員は子供たちが発する小さなサインを見逃すことのないように、日頃から丁寧に児童・生徒理解に努めます。ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの的確にかかわりをもっていきます。このために、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、教育相談等を通して、子供の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。周囲の子供がいじめについて知りながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた子供を守り通します。また、周囲の子供の発信を促すための子供による主体的な取組を支援するとともに、子供がいじめを訴えやすい体制を整えていきます。また、子供自身が、子供同士で助けを求め合える環境を整えていきます。

##### ① 定期的な生活意識調査、いじめ実態調査の実施・分析・活用

- ・ 年3回のふれあい（いじめ防止強化）月間の取組でいじめ等の実態把握
- ・ 年1回の子供アンケートによる「いじめの実態把握」

##### ② スクールカウンセラーによる全員面接

- ・ 小学校5年生、中学校1年生については毎年実施

##### ③ 定期的な個人面談の実施

##### ④ 全教職員による継続的な児童・生徒の見守り

- ⑤ 「いじめ発見チェックリスト」の活用による確実な発見
  - ・ 月 1 回、全教職員による「いじめ発見のチェックリスト」を活用した子供の状況観察
- ⑥ 関連機関等との連携による学校非公式サイトでの監視
- ⑦ 保護者・地域住民等との連携
  - ・ いじめに対する学校の取組姿勢等を学校便りや保護者会等で周知
  - ・ 学校のいじめ防止基本方針をホームページで公表
  - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを保護者会等で紹介
  - ・ 保護者が相談しやすい環境を整備
- ⑧ 児童館（学童クラブ・ひのっち含む）との連携
  - ・ 情報交換（年 1 回開催）

## （5）早期対応～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

「いじめではないか」と思ったら、速やかに対応を始めます。学校等はいじめを把握した場合には、速やかに解決に向けて、適切ないじめの解決のための対応方針を「学校いじめ対策委員会」を核として、その子供への支援、関係児童・生徒への指導、周囲の子供へのケア等、役割分担と責任を明確にし、学校全体で対応方針を共有して取り組んでいきます。

対象児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、対象児童・生徒が安心して学校生活を送ること及び学習機会の保障に向け、対象児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底していきます。

- ① 対象児童・生徒・関係児童・生徒・周囲の子供への取組
  - ・ 対象児童・生徒の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用した支援
  - ・ 関係児童・生徒に対する指導と背景の理解、組織的・継続的な観察等
  - ・ いじめを伝えた子供の安全の確保
- ② 教育委員会・関係機関等との連携
  - ・ 教育委員会への報告と教育委員会による支援
  - ・ 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所・子ども家庭支援センター等との連携・協力
- ③ 保護者・地域との連携

いじめの早期解決のためには家庭でいじめについて話し合うことが効果的であるため、いじめの情報や学校の方針を早期から発信して共有していきます。また、学校運営協議会・PTA等、保護者や地域による見守りといった活動を通して、多くの大人に見守られていると実感できるよう、保護者や地域との連携・協力の充実に努めていきます。

## （6）「ネット上のいじめ」への未然防止・早期発見・対応

「ネット上のいじめ」は、インターネットがもつ匿名性と簡易性から、発見と指導が困難であるケースがあります。また、子供が簡単に被害者にも加害者にもなること、短期間に深刻な状況に至ってしまうこと等が特徴です。「ネット上のいじめ」が起因となって、自殺にいたる事件も発生しています。

「ネット上のいじめ」等への未然防止、早期発見・対応について様々な取組の中で、子供自身が「ネット社会」の有効性や危険性について主体的に考え、行動できるようにします。そして、ネットに心が縛られることがないように、豊かな人間性、よりよい人間関係を築くためのコミュニケーション力を高めていきます。

① 「ネット上のいじめ」の特徴

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間に極めて深刻なものとなります。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい特徴があります。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性があります。
- ・ 保護者や教職員などの身近な大人でも、子供の携帯電話等の利用の状況を把握することは困難です。子供の利用している掲示板などSNSを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい特徴があります。

② 未然防止と早期発見の取組

(ア) 校内指導体制の徹底

- ・ 「ネット上のいじめ」に関する研修会による教職員の共通理解
- ・ 「ネット上のいじめ」等のトラブルの未然防止と早期発見・対応のための組織体制の構築

(イ) 教育相談の充実

(ウ) 発達段階に応じた指導の充実

- ・ 東京都作成リーフレット等や啓発DVD等を活用した「情報モラル教育」の計画・実施
- ・ 「ネット上のいじめ」等に関する授業の実施

(エ) 学級活動及び児童・生徒会活動等による主体的な取組

- ・ インターネットや携帯電話（スマートフォンを含む）等の利用に関するルール作りや話し合い活動

(オ) 教育委員会、PTA等と連携した啓発活動

- ・ 生活指導主任研修会での「ネット上のいじめへの対応」等研修の実施
- ・ 東京都作成リーフレットの配布
- ・ PTA等、地域対象の講演会の実施：家庭教育学級、ファミリールール講座
- ・ インターネットや携帯電話等の利用に関して、家庭でのルールを作るように啓発する

### 3. いじめ重大事態への対処～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り抜く～

#### (1) 重大事態とは（法第 28 条第 1 項関係）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### (2) 対象児童・生徒の安全確保

対象児童・生徒等からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供を組織的に守り抜く取組を徹底します。

#### (3) 対象児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

対象児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学習機会の保障を含めた環境を整えるとともにスクールカウンセラー等による心のケアを実施します。

#### (4) 周囲の子供へのケアや取組の支援

重大事態が発生した場合、スクールカウンセラー等による心のケアを実施するとともに、いじめについて知っていながら言えなかった子供の不安解消や児童会・生徒会等による問題解決に向けた取組を支援します。

#### (5) 関係児童・生徒への指導・ケア

いじめは、絶対に許されない行為であり、対象児童・生徒の心に長く深い傷を残すものであることを徹底して指導します。  
一方、関係児童・生徒の行為が、自身が過去に受けたいじめや家庭環境に起因する場合もあるため、徹底した指導と合わせて心のケアも実施します。

#### (6) 保護者・地域住民等・関係機関や専門家等との連携した取組

迅速かつ的確に問題を解決するために、保護者、地域住民、関係機関等と連携し、社会総がかりでいじめ問題の解決に取り組みます。

#### (7) 重大事態発生について教育委員会や市長等への報告（法第 28 条第 1 項関係）

学校は、重大事態が発生した場合には、ただちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。また、教育委員会は文部科学省に対して重大事態発生報告を行います。

**（８）重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施（法第 28 条第 3 項関係）**

**※第 2 1.（１）②の再掲**

重大事態に係る事実関係を明確にするため、適切な専門家等を含む日野市教育委員会いじめ問題対策委員会の下に調査部会を設置し、調査を速やかに実施します。調査の実施主体については、重大事態の発生の報告を受けた教育委員会が判断します。

また、調査によって明らかになった事実関係について、対象児童・生徒や関係児童・生徒、双方の保護者に対して、適時・適切な方法で説明をします。

**（９）重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）（法第 30 条第 2 項関係）**

**※第 2 1.（１）③の再掲**

学校で発生した重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告します。結果の報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関を設けて、日野市教育委員会いじめ問題対策委員会が行った調査について再調査を行うことがあります。

**4. いじめ重大事態の調査の主体と組織、実施**

**（１）調査の趣旨**

本調査は、重大事態に係る事実認定を行うとともに、同種の事態の発生の再発防止に資するために行うものです。

**（２）調査の主体**

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、教育委員会の附属機関である日野市教育委員会いじめ問題対策委員会の下に調査部会を設けます。調査の主体については、教育委員会が個別の重大事態の状況に応じて、「学校主体」となるか、「学校の設置者（教育委員会）主体」となるかについて判断します。なお、不登校重大事態については、原則として「学校主体」で調査を行います。

**（３）調査組織の構成と種類**

調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行えることが重要になります。そのため、学識経験を有する者、専門的知識（いじめ、法律、心理、医療、福祉等）を有する専門家であり第三者（当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者）を加え、組織します。

**① 学校が主体となって調査を行う場合**

法第 22 条に基づき、学校に常設している「学校いじめ対策委員会」を母体とした調査部会が調査を行います。教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

**② 学校の設置者（教育委員会）が主体となって調査を行う場合**

学校主体の調査では重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会の附属機関である「日野市教育委員会いじめ問題対策委員会」を母体とした調査部会が調査を行います。

#### （４）児童・生徒及びその保護者等に対する調査方針の説明

- ① 調査を実施するに当たり、調査組織を構成する調査員が、調査実施前に、対象児童・生徒及び保護者に対して調査方針等について説明します。
- ② 調査を実施するに当たり、調査組織を構成する調査員が、調査実施前に、調査方針等について、関係児童・生徒及びその保護者に対しても説明を行います。その際、関係児童・生徒及び保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ります。

#### （５）文部科学省への調査開始の報告

教育委員会は、文部科学省に対して重大事態調査開始の報告を行います。

#### （６）事実関係を明確にするための調査の内容と方法

本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とせず、教育委員会と学校が事実と向き合い、当該重大事態の事実認定や同種の事態の発生防止を図るものです。不都合なことがあったとしても、教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

##### ① 対象児童・生徒からの聴き取りが可能な場合

- （ア）対象児童・生徒から十分に聴き取りを行うとともに、原則として、在籍する児童・生徒教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。
- （イ）調査による事実関係の確認とともに、関係児童・生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止します。
- （ウ）対象児童・生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童・生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をします。
- （エ）これらの調査を行うに当たっては、国が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会から積極的に支援を受けたり、関係機関等とのより適切な連携を行ったり、対応に当たります。

##### ② 対象児童・生徒からの聴き取りが不可能な場合

- （ア）対象児童・生徒の入院や死亡などで聴き取りが不可能な場合は、対象児童・生徒保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。
- （イ）調査方法は、原則として、在籍児童・生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査・関係機関等との情報共有などを通じて事実関係を明確にします。

事実関係を明確にするための調査項目（例）

☐ いつ（いつ頃から）

☐ 誰から行われ

□どのような態様であったか

□いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係にどのような問題があったか

□学校・教職員がどのように対応したか

以上の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

### ③ 自殺の背景調査における留意事項

(ア) 児童・生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。

(イ) この調査においては、亡くなった児童・生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行います。

(ウ) いじめがその要因として疑われる場合の背景調査の在り方については、以下の事項に留意の上、国が示す「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」を参考とするものとします。

### ④ その他の留意事項

(ア) 学校において、法第 23 条第 2 項におけるいじめの事実の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ます。このことから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、すでに行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととします。ただし、学校による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではありません。

(イ) 事案の重大性を踏まえ、教育委員会は積極的な支援を行います。例えば、学校においては、必要かつやむを得ない場合には、対象児童・生徒、及び保護者の希望を確認した上で、緊急避難措置として他の学校への転学等の措置を行うことができるよう、教育委員会が学校間の連携を図る等の措置を行います。

(ウ) 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童・生徒が深く傷つき、学校全体の児童・生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。教育委員会及び学校は、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

## (7) 調査結果の説明・公表

### ① 対象児童・生徒、保護者への調査結果の説明

調査報告書に基づく対象児童・生徒、及び保護者への説明は法で求められており、併せて、関係児童・生徒、及び保護者にも説明を行います。その際、個人情報保護法や児童・生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ説明を行います。

(ア) 対象児童・生徒、及び保護者に対する調査結果の説明

- ・ 対象児童・生徒、及び保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を教育委

員会（学校の設置者）又は学校が行います。

- ・ 調査結果の説明方法は、基本的には、調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明する方法になります。調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、教育委員会及び学校の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明します。
- ・ 調査報告書に記載された関係児童・生徒等のプライバシーや人権への配慮をし、関係児童・生徒、及び保護者等から同意を得られた範囲で説明します。その際、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないように配慮します。
- ・ 対象児童・生徒、及び保護者への説明に当たっては、必要に応じて、個人情報保護法第70条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

（イ）対象児童・生徒、及び保護者による市長への調査結果に対する所見書の提出

- ・ 教育委員会又は学校から、対象児童・生徒、及び保護者に対して、重大事態調査結果を市長に報告をする際に、対象児童・生徒、及び保護者からの所見書を併せて市長へ提出することが可能であることを説明します。また、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等も併せて示せるよう努めます。

（ウ）追加調査について

- ・ 調査報告書に対して、対象児童・生徒、及び保護者と事前に確認した調査事項について調査漏れがある場合や調査中に新たな調査をすべき事項が出てきた場合などは、対象児童・生徒、及び保護者の意向を確認した上で、調査主体又は調査組織の判断で、追加で調査を行うよう努めます。

## ② 関係児童・生徒、及び保護者への調査結果の説明

- ・ 教育委員会又は学校は、対象児童・生徒、及び保護者に説明した方針に沿い、関係児童・生徒、及び保護者に対しても調査報告書の内容について説明をします。
- ・ その際、対象児童・生徒、及び保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなど処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行います。

## ③ 市長への報告及び公表

（ア）市長等への調査結果の報告

- ・ 法に基づいて市長へ調査結果を説明します。この説明は、原則、教育委員会が行います。
- ・ 対象児童・生徒、及び保護者から所見書が提出されている場合には、併せてその内容を説明します。
- ・ 教育委員会は、文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行います。

（イ）調査報告書の公表

- ・ 調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけではなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解が生じないようにするとともに、社会全体でいじめの防止について考える契機になることも考慮していきます。
- ・ 他方で、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりするこ

とで、新たな二次被害や他の児童・生徒の健全な発達に影響がないように配慮します。

- ・ 公表するか否かについては、教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童・生徒、保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案し、適切に判断します。一方で、公表については、個人情報保護法や情報公開条例等に基づく対応も考慮します。

## （８）市長の再調査等

### ①再調査

- ・ 市長は、（７）③（ア）の結果報告を受けた際、当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、「再調査」をすることができます。
- ・ 再調査は、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識又は経験を有する第三者等で構成される日野市いじめ問題調査委員会（市長の附属機関）を設置して行います。

### ②再調査結果の報告

- ・ 再調査の実施機関は、対象児童・生徒等及び保護者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。
- ・ 再調査を行った場合、市長は、再調査の結果を教育委員会に速やかに通知します。
- ・ 再調査を行った場合、市長は、再調査の結果を議会に速やかに報告します。
- ・ 報告の際は、個人情報保護、児童・生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ個々の事案に応じて報告を行います。
- ・ 教育委員会は、文部科学省に対して再調査報告書の提供を行います。

### ③再調査結果を踏まえた措置

- ・ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、学校及び児童・生徒に対し、必要な支援を行います。

附則

この方針は、平成26年9月25日から施行する。

附則

この方針は、平成28年6月30日から施行する。

附則

この方針は、令和8年6月29日から施行する。